

# 高花平こども園 保護者会 会則

この保護者会会則は、会員相互の親睦と教養を高めるとともに園児が健康で明るい生活ができるように、会則諸規則を作り、会の運営を図ることを目指すものである。

## 第1条 名称および事務局

この会は、高花平こども園保護者会（以下「本会」という）と称し、事務局を三重県四日市市高花平二丁目1-53の高花平こども園（以下「園」という）に置く。

## 第2条 会員

本会は、園に在籍する園児の保護者世帯単位をもって構成する。

## 第3条 目的

本会は会員相互の親睦と教養を高めると共に、園事業への協力を通して、園児の幸福と健全育成に貢献することを目的とする。

## 第4条 事業

本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- （1） 園行事への協力
- （2） 会員相互の親睦を図り、教養を高める事業
- （3） 園のより良い環境・設備の充実に関する援助および協力
- （4） その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第5条 役員

本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、書記 1 名

- （1） 会長は、会を代表し会務を総括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3） 会計は本会の会計事務の処理を行う。
- （4） 書記は本会の広報およびその他事務を処理する。

## 第6条 顧問

本会の顧問として、高花平こども園園長 を任命する。

## 第7条 役員の選出

役員は会員の互選により以下のように選出する。選出方法については、各組の協議によりその都度決定する。

- （1） らいおん組より 会長、副会長 各1名
- （2） きりん組より 会計 1名

(3) りす組より 書記 1名

## 第8条 免除規定

役員の免除について以下のように定める。

- (1) 役員への就任は、園児一人につき原則1回とする。
- (2) 会長、副会長、会計、書記（以下「四役」という）に就任した者については、すべての兄弟姉妹につき永年免除とする。ただし、立候補者はこの限りでなく、役員就任経験者の立候補を妨げない。
- (3) 役員選出の際、役員未経験者の人数が足りない場合は、以下の順で免除を解除し、役員が選出されるようにする。
  - イ) 4年度以前の四役経験者
  - ロ) 3年度以前の四役経験者
  - ハ) 2年度以前の四役経験者
  - ニ) 前年度の四役経験者

## 第9条 役員の任期

役員の任期は4月1日から3月31日までの1年間とする。

役員の欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残留期間とする。

## 第10条 会計

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

## 第11条 会議

本会の会議は役員会および総会とする。

## 第12条 役員会

役員会は会長、副会長、会計、書記をもって構成する。必要に応じ会長が招集し、本会事業を執行するための以下の各種討議・活動を行う。

- (1) 総会に関する事項。
- (2) 本会の事業に関する事項。
- (3) 会長および役員が必要と認めたその他の事項。

## 第13条 総会

定期総会は年に1回開催し、以下の事項の議決を行う。

- (1) 次期役員の選出または選出方法の決定
- (2) 会長および役員が必要と認めた事項。
- (3) その他必要事項。

臨時総会は、役員会の承認を得て、会長が招集する。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

#### 第14条 議決

総会は会員の過半数の出席（委任状も含む）で成立し、会議の決定は出席者の過半数で議決する。

#### 第15条 慶弔見舞金

- （１） 会員および園児が死亡した場合は、弔慰金として5,000円を支給する。
- （２） その他、特別に考慮を必要とする場合は、その都度役員会にて協議し決定する。。

#### 第16条 会則の改廃

この会則は定期総会および臨時総会において過半数の承認をもって改廃できるものとする。

#### 第17条 細則

- （１） 会費については、1ヶ月400円とする。ただし要保護世帯の会費は、園が負担する。
- （２） 年度途中に入会する場合は、入会した月から会費を徴収する。
- （３） 年度途中で退会する場合は、退会する月まで会費を徴収する。

#### 第18条 附則

この会則は令和5年4月1日から施行する。